

豊橋総合動植物公園におけるプロモーション等の事業の連携等について

豊橋総合動植物公園（以下「甲」という。）と豊橋創造大学経営学部（以下「乙」という。）とは、平成18年2月8日付け「豊橋市と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部との連携・協力に関する協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、豊橋総合動植物公園における具体的なプロモーション等の事業を連携及び協力して推進するため、次の事項を相互に確認する。

（連携及び協力する事項）

第1条 甲及び乙は、相互に連携及び協力して、豊橋総合動植物公園における次の各号に掲げる事業を推進する。

- (1) イベントの企画及び運営に関する事業
- (2) メディア、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、IoT（Internet of Things）等を活用した広報及び宣伝に関する事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上必要と認めた事業

（有効期間）

第2条 本確認書の有効期間は、本確認書の締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までにいずれの当事者からも何らの意思表示がない場合は、同じ条件で更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 前項の期間中、基本協定が失効した場合は、本確認書も失効するものとし、現に存する甲乙相互の連携及び協力により推進している事業がある場合は、両当事者間で協議の上、これを解決する。

（協議事項及び本確認書の内容の変更）

第3条 本確認書に定めのない事項及び本確認書の内容の解釈につき相違のある事項又は本確認書の内容を変更する場合は、本確認書の趣旨に従い、両当事者間で協議の上、これを解決する。

以上、本確認書の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和元年8月7日

甲 豊橋市総合動植物公園
公園長

乙 豊橋創造大学経営学部
経営学部長

瀧川直史

瀧川 直史

佐藤勝尚

佐藤 勝尚